

町田市バイオエネルギーセンター会議室等条例

上記の議案を提出する。

令和3年(2021年)8月26日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市バイオエネルギーセンター会議室等条例

(設置)

第1条 市民に活動の場を提供することにより、地域社会の活性化に寄与するため、町田市バイオエネルギーセンター会議室等（以下「会議室等」という。）を町田市下小山田町3，160番地に設置する。

(施設)

第2条 会議室等に、次に掲げる施設を設ける。

- (1) 会議室
- (2) 多目的室
- (3) 和室
- (4) 駐車場

(利用時間)

第3条 会議室等の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、駐車場の利用時間は、午前8時15分から午後10時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

(利用できない日)

第4条 会議室等を利用できない日は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 会議室等（駐車場を除く。別表において同じ。） 毎月の第2月曜日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで
- (2) 駐車場 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、利用できない日を変更し、又は臨時に利用できない日を定めることができる。

(利用の手続等)

第5条 会議室等及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、

町田市規則（以下「規則」という。）で定めるところにより市長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をするに当たっては、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしないことができる。

(1) 施設等を損傷するおそれがあるとき。

(2) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 施設等の管理上支障があると認められるとき。

(4) 専ら営利を目的とすると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めるとき。

（利用承認の取消し等）

第6条 市長は、前条第1項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 前条第2項の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。

(4) 悪天候、災害その他の事故により施設等の利用ができなくなったとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

（使用料）

第7条 利用者は、施設等を利用するときは、別表に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、駐車場の利用に係る使用料（以下「駐車場使用料」という。）は、駐車場から自動車を退場させるときに支払わなければならない。

2 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(駐車場使用料の不徴収)

第9条 第7条第1項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する自動車については、駐車場使用料を徴収しない。

(1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車

(2) 駐車場付近において、防疫、防災その他緊急を要する公務を行うために使用する車両

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認める車両

(行為の制限)

第10条 利用者は、第5条第1項に規定する承認に係る行為以外の行為をしてはならない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設等の変更の禁止)

第12条 利用者は、施設等に変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(駐車の拒否)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

(1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。

(2) 駐車場の施設又は設備を汚損し、又は毀損するおそれのあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのあるとき。

(駐車場における禁止行為)

第14条 利用者は、駐車場において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設又は設備を汚損し、又は毀損すること。

(3) 公の秩序を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがある行為

(4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為

(駐車場における事故等の免責)

第15条 地震、火災その他の災害又は盗難その他第三者の行為によって駐車場において生じた損害については、市は、その責めを負わないものとする。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、利用を終了したとき、又は第6条の規定により利用の承認を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第17条 施設等に損害を与えた者は、その損害額を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償を免除し、又はその額を減額することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後の施設等の利用に関し必要な手続その他の行為は、同日前においても行うことができる。

別表 (第7条関係)

1 会議室等

施設の名称	利用単位及び使用料の額			
	午前（午前9時から正午までの時間をいう。）	午後（午後1時から午後5時までの時間をいう。）	夜間（午後5時30分から午後10時までの時間をいう。）	全日（午前9時から午後10時までの時間をいう。）
会議室1	500円	690円	690円	1,880円
会議室2	480円	660円	660円	1,800円
会議室3	1,480円	2,050円	2,050円	5,580円
会議室4	820円	1,130円	1,130円	3,080円
会議室5	720円	1,000円	1,000円	2,720円
多目的室（調理）1	500円	690円	690円	1,880円
多目的室（調理）2	360円	500円	500円	1,360円
和室（保育室）	660円	910円	910円	2,480円

備考 和室を保育室として他の施設と同時に利用する場合は、無料とする。

2 駐車場

区画の名称	使用料の額
一般区画	次の各号に掲げる駐車場の利用時間に応じ、それぞれ当該各号に定める額 (1) 30分まで 無料 (2) 30分を超え2時間まで 100円

	<p>(3) 2時間を超え9時間まで 前号に定める額に、2時間を超える部分について30分までごとに50円を加算した額</p> <p>(4) 9時間を超える場合 800円</p>
大型区画	1回 1,500円

備考 大型区画における「1回」とは、入場から退場までとする。

3 附属設備

附属設備の名称	使用料の額
可動式ビデオ上映設備	1,040円

備考 附属設備の使用料の額は、連続する時間における会議室等の利用（会議室等を1の表に規定する利用単位の午前及び午後又は午後及び夜間に連続で利用する場合を含む。）1回当たりの額とする。